

## 1.7 我が国の取組み

## 1.7.1 条約の署名

- ・ 我が国は、1970/2/3にNPTに署名調印するも、国内には根強い早期調印慎重論  
=> NPTの条文中に、核保有国の軍縮義務、非核保有国の安全保障が明記されておらず、核の平和利用の不平等性、条約期限の長期性、核保有国である中国並びにフランスが不参加、という諸点について納得のできる状況となるまでNPT署名を待つべきである、というもの
- ・ 政府は、すでに百ヶ国近い国が署名を終えている状況下(当時)で未だに署名しないことともなれば、我が国が核兵器を保有、あるいは製造する意図があるのではないかとの無用の誤解を招く恐れがあると懸念
- ・ 条約が発効するとの見通しのもとに、核軍縮、安全保障、原子力平和利用等の問題についての我が国政府の主張をより効果的に実現するために、条約発効以前に調印することが適当であると考え、調印に踏み切る
- ・ 調印に際して政府声明を発表、核軍縮の推進、非核兵器国の安全保障の確保、原子力平和利用における核兵器国と非核兵器国との平等の確保、に強い関心を有するわが国の意向を内外に表明<sup>[18]</sup>

資料 1-5 核兵器不拡散条約署名の際の日本国政府声明 (1970/2/3)<sup>[18]</sup>

日本国政府は、核兵器の拡散が核戦争の危険を増大させると信じており、核兵器の拡散を防止することは世界平和維持に関する日本国政府の政策と一致するものであるので、この条約の精神に賛成してきた。

日本国政府は、以下に述べる基本的考え方に基づきこの条約に署名する。

日本国政府は、この条約が核軍縮の第一歩になるものと確信し、またこの条約を効果あらしめるため、できるだけ多くの国がこの条約に参加することを望むものである。特に、核兵器を保有していながら、未だこの条約に参加の意図を示していないフランス共和国政府及び中華人民共和国政府が速やかに条約に参加して、核軍縮のための交渉を誠実に行なうよう希望するが、それまでの間でも、この条約の目的に反するような行動をとらないよう希望する。

この条約は現在の核兵器国に対してのみ核兵器の保有を認めるものである。このような差別はすべての核兵器国が核兵器を自国の軍備から撤廃することによって窮極的には解消されなければならないものであるが、それまでの間核兵器国は特別な地位にあると同時に特別の責任を負うものであるとの自覚がなければならない。

この条約は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理の取得のみを禁止の対象とするものである。従って、非核兵器国は、この条約によって、原子力平和利用の研究、開発、実施及びこれらのための国際協力をいかなる意味においても妨げられてはならないし、これらの活動のいかなる面においても差別的な取扱をされてはならない。

日本国政府は、以上の基本的考え方に基づき次の諸点に強い関心を有することを表明する。

これらの問題は、日本国政府が本条約を批准するに当たり、また将来条約締約国として条約運用の再検討に参加する際においても、強い関心を払うであろうことを強調する。

## I 軍備および安全保障

- 1) この条約の第6条で、締約国は、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束」している。日本国政府は、特に核兵器国がこの約束に従い、具体的な核軍縮措置をとることが、この条約の目的実現のため必要であると考え、わが国も軍縮委員会のメンバーとして、軍縮の促進に協力する考えである。
- 2) 日本国政府は条約の前文に、「諸国が、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使をいかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」との規定が設けられたことを重視し、核兵器国が非核兵器国に対し、核兵器を使用し又はその威嚇をしてはならないことを強調する。

- 3) 同様に、日本国政府は、核兵器の使用を伴う侵略の犠牲又はそのような侵略の威嚇の対象となった条約締約国である非核兵器国に対しては、国連憲章に従い、援助提供のため直ちに安全保障理事会の行動を求める意図がある旨確認した米、英、ソの宣言を重視すると共に、核兵器国が非核兵器国の安全保障のための実効ある措置につき更に検討を続けることを希望する。
- 4) 日本国政府は、条約批准までの間、軍縮交渉の推移、安全保障理事会による非核兵器国の安全保障のための決議の実施状況に注目すると共にその他日本国の国益確保の上から考慮すべき問題につき引き続き慎重に検討するであろう。
- 5) 日本国政府は、条約第 10 条に、「各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有する。」と規定されていることに留意する。

## II 原子力平和利用

- 1) わが国がこの条約の第 3 条に基づき国際原子力機関との間に締結する保障措置協定の内容は、他の締約国が個別的にまたは他の国と共同して国際原子力機関との間に締結する保障措置協定の内容に比して、わが国にとり、実質的に不利な取扱いとなることがあってはならない。日本国政府としては、この点を十分考慮した上で条約の批准手続をとる考えである。
- 2) 日本国政府は、核兵器国である米国及び英国の政府が自国の安全保障に直接関係のないすべての原子力活動に国際原子力機関の保障措置適用を受諾するとの意思表示を行なったことを条約を補完する措置として高く評価し、この保証が忠実に実行されることに最大の関心を有する。また他の核兵器国が同様の措置をとることを強く希望する。
- 3) 保障措置は、核燃料サイクルの枢要な箇所において適用されるとの原則に従い、かつ、その手続は、費用対効果の原則を考慮し合理的であり、可能な限り各国の管理制度を活用し、できる限り簡素なものでなければならない。さらに保障措置の適用によって、産業機密の漏洩その他産業活動が阻害されることがないように十分な措置が講じられなければならない。日本国政府としては、国際原子力機関が技術の進歩に照して、上記の方向で保障措置の内容が改善されるよう不断の努力を行なうことを希望するものであり、日本国政府としてもこれに協力する用意があるが、この目的のため関係国の協力を望むものである。
- 4) 保障措置適用の対象となる非核兵器国の、保障措置適用の費用に関し、不当な負担を課されないものと了解する。
- 5) この条約の第 3 条に基づきわが国が国際原子力機関との間に締結する保障措置協定に従って保障措置が適用されるときは、現行のわが国と米国、英国又はカナダとの間の原子力平和利用における協力にかかる現行の保障措置は、これによって代置されるよう措置されるべきものとする。
- 6) 原子力の平和利用及び核爆発の平和的応用のための国際協力に関するこの条約の第 4 条及び第 5 条の規定は具体的措置によって促進されなければならない。特に核兵器その他の核爆発装置の製造にも利用しようとする理由によって非核兵器国におけるいかなる原子力平和利用活動も禁止若しくは制限され、又は、非核兵器国に対する原子力平和利用に関する情報、物質、設備若しくは資材等の移転も拒否されてはならない。

## 1.7.2 署名から批准に至る経緯

- ・我が国のNPT批准は 1976/6/8、署名から批准までに6年もの比較的長期間を要した
- ・この間、国会においてNPT に対する我が国の取組み方について議論を深め国内合意に導くとともに、署名調印に際して発表した政府声明である核軍縮の推進、非核兵器国の安全保障の確保、原子力平和利用における核兵器国と非核兵器国との平等の確保について外交を通じて実現を図った
- ・早期調印慎重論を無視した署名であるとして、当時の佐藤栄作内閣は国会審議を通じて野党から追及を受けた
- ・これに対し、政府は、上述の署名に至った経緯を説明した上で、『署名はいたしました、その批准につきましては、十分国会の審議をお願いする』旨を答弁[1970/2/17, 第63国会 衆院本会議 佐藤栄作首相<sup>[19]</sup>]
- ・『核兵器保有国の軍縮義務というものが本文の中に登場してきたと、あるいは五年ごとのレビューということもこの中に取り入れられたというような点は、特に日本の主張が非常に取り入れられたくだけ』であると強調[1970/3/17, 参院外務委 愛知揆一外相<sup>[20]</sup>]
- ・核に対する政府の従来からとって来た体制、方針を堅持して行くべきであり、核武装の開発は考えるべきではないとした
- ・同時に、自主的な平和国家としてなし得る自衛力を補完する核の抑止力の存在は認め、日米安保条約を以って補完するのが最善の選択であると述べている<sup>[21]</sup>
- ・条約の批准に際しては、核兵器保有国の義務、非核兵器保有国の安全保障等の国際的な観点と、査察協定の内容が我が国に不利なものとならないような国益の観点、の両面を十分考慮した上で実施する旨を、再三に渡って答弁
- ・1972年よりIAEAとの間でNPTに基づく保障措置の受入れに関する予備交渉が数次に渡って実施
- ・1975/2 IAEAによる査察を合理化、簡素化し、国内の計量管理制度を最大限に活用することが合意。NPT条約下における保障措置を受け入れた場合も原子力平和利用面における欧州原子力共同体を始め他の締約国との平等性確保の見通しが得られた
- ・また、米ソ間の核軍縮への努力や国連安全保障理事会における「非核兵器保有国の安全保障に関する決議」の採択等、事態の進展がみられた
- ・これらを踏まえて政府は本条約を国会に提出し、翌年、批准
- ・同時に政府声明を発表、核軍縮に特別の責任を有する核兵器国が具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請、全人類の福祉のために原子力の平和利用に関する国際協力が、この条約の規定に従い強力に推進されるべきであると確信する旨を強調<sup>[22]</sup>

資料 1-6 条約批准書寄託の際の日本国政府声明 (1976/6/8)<sup>[22]</sup>

本日、日本国政府は、核兵器の不拡散に関する条約の批准書を英国、ソ連及び米国の政府に寄託し、日本国は、この条約の締約国となる。

日本国は、従来より、唯一の被爆国として、核武装を排するとの基本政策を堅持し、平和憲法の下に平和国家としての外交に徹してきた。日本国政府は、この条約の批准書の寄託に当たり、この基本政策をあらためて世界に向けて表明するものである。日本国政府は、日本国のこの条約への参加が国際関係の安定、特に、アジアの平和と安定に寄与するものと確信する。

日本国は、この条約の締約国として、核兵器の拡散を防止し原子力の平和利用に関する国際協力に貢献するため、今後一層努力を払っていくことを決意するものである。

この条約は、「核兵器国」に対してのみ核兵器の保有を認め、核兵器国に特別の地位を与えている。日本国政府は、このような差別は、将来、核兵器国が核兵器を廃絶することによって是正されねばならないと信ずる。このため、日本国政府は、核軍縮の促進に特段の努力を払っていく決意である。

日本国政府は、このような基本的考え方に基づき、特に次の諸点を強調するものである。

- 1) 日本国政府は、この条約を真に実効あるものとするため、核爆発能力を有すると否とを問わず、できるだけ多くの国がこの条約に参加することを希望するものである。特に、核兵器を保有しながらこの条約に参加していないフランス共和国及び中華人民共和国がこの条約に参加することを強く希望する。
- 2) 日本国政府は、核軍縮について特別の責任を有する核兵器国が、この条約の第6条に従い、核軍備の削減、包括的核実験禁止等の具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請する。また、この条約の締約国でない核兵器国も核軍縮措置をとることを強く要請する。
- 3) 日本国政府は、非核兵器国の安全保障に関する1968.6.の英国、ソ連及び米国の宣言並びに安全保障理事会の決議255(1968)に注目するとともに、核兵器国が非核兵器国の安全保障のための実効ある措置につき更に努力を重ねることを希望する。また、日本国政府は、核兵器国、非核兵器国を問わず、すべての国に対し、国際連合憲章に従い、その国際関係において、核兵器、非核兵器のいずれを伴うものであれ、武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを強く要請する。
- 4) 日本国政府は、全人類の福祉のために、原子力の平和利用及び核爆発の平和的応用<sup>\*</sup>に関する国際協力がこの条約の規定に従い、強力に推進されるべきであると確信する。日本国政府は、この条約によって、締約国である非核兵器国の原子力平和利用活動がいかなる意味においても妨げられてはならず、また、日本国がかかる活動のいかなる面においても他の締約国と差別されてはならないと考える。
- 5) 日本国政府は、核兵器国である英国及び米国がその原子力平和利用活動に国際原子力機関の保障措置の適用を受諾すると表明したことを高く評価し、他の核兵器国も同様の措置をとることを強く要請する。
- 6) 日本国政府は、この条約の適正なる運用を確保するため、この条約に規定されている再検討会議が引き続き定期的開催されることを希望する。

<sup>\*</sup>現在では、日本国政府は、平和的応用を含む全ての核爆発を禁止するとの立場をとっている。これは、包括的核実験禁止条約(CTBT)(第1条 基本的義務で「締約国は、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施せず並びに自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止し及び防止することを約束」と規定)に加盟(1997/7/8)するとともに、条約の交渉中、一貫して、あらゆる例外を認めず、すべての核爆発が禁止されるべきであるということを主張してきたことから明らかである。

## 1.7.3 非核三原則

## [1] 国会決議

- ・「持たず、作らず、持ち込まさず」という日本の国是である非核三原則は、原爆の惨禍を経験した唯一の国であると同時に戦争放棄を謳った希有の平和憲法を掲げる我が国が、核兵器廃絶を願って世界に発信する簡潔にして強烈なメッセージ
- ・1967年の小笠原諸島返還の際、本土並みの核抜きを担保する方策として、国会答弁で始めて示された<sup>[23]</sup>

資料 1-7 「非核三原則」に対する佐藤榮作内閣総理大臣の答弁<sup>[23]</sup>

この際私どもが忘れてはならないことは、わが国の平和憲法であります。また核に対する基本的な原則であります。核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まないというこの核に対する三原則、その平和憲法のもと、この核に対する三原則のもと、そのもとにおいて日本の安全はどうしたらいいのか、これが私に課せられた責任でございます。

- ・NPT への署名・批准を巡る当時の国内の活発な議論を通じて国会において決議
- ・1972年、沖縄が米国から日本に返還される時期に当たり、返還時に沖縄に核が存在しないこと、返還後も沖縄に核を持ち込まないこと、といういわゆる核抜き本土並みを担保するための措置としても時宜を得たもの
- ・その後、米ソ冷戦期に軍縮、核兵器廃絶を求める国際・国内世論の高まりを受けて、数次に渡り非核三原則に基づいた国会決議を実施。それらの決議文は以下のとおり<sup>[24,25,26,27,28,29,30]</sup>。

## 資料 1-8 非核三原則に基づいた国会決議

(1) 非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する衆議院決議(1971/11/24)<sup>[24]</sup>

- 一、政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずとの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切な手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込まないことを明らかにする措置をとるべきである。
- 一、政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである。  
右決議する。

(2) 核兵器不拡散条約採決後に衆議院外務委員会において採択された決議(1976/4/27)<sup>[25]</sup>

核兵器の不拡散条約の批准に関し、核拡散の危機的状況にかんがみ、政府は、左の事項につき誠実に努力すべきである。

- 一、政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること。
- 二、非核兵器国の安全保障の確保のため、すべての核兵器国は非核兵器国に対し、国連憲章に従って、核兵器等による武力の威嚇または武力の行使を行わざるよう我が国は、あらゆる国際的な場において強く訴えること。
- 三、(イ) 唯一の被爆国として、いかなる核実験にも反対の立場を堅持する我が国は、地下核実験を含めた包括的核実験禁止を訴えるため、今後とも一層の外交的努力を続けること。  
(ロ) 我が国は、すべての核兵器国に対し、核兵器の全廃を目指し、核軍備の削減、縮小のため誠実に努力するよう訴えること。
- 四、我が国の原子力の平和利用の前提条件として安全性の確保に万全に期し、政府は、自主、民主、公開の原則にたち、原子力の平和利用の研究、開発及び査察の国内体制の速やかな整備をすると

もに、核燃料供給の安定的確保に努めること。

五、世界の平和維持に非核化地帯構想が重要な意義を有していることにかんがみ、我が国はこの為に国際的な努力をすること。

(3) 核兵器不拡散条約採決後に参議院外務委員会において採択された決議(1976/5/21) <sup>[26]</sup>

核拡散の危機的状況にかんがみ、核兵器不拡散条約の批准に当たり、政府は、左の事項につき誠実に努力すべきである。

- 一、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に遵守すること。
- 二、すべての核兵器国に対し、核兵器の全廃を目指し、核軍備の削減・縮小のため誠実に努力するよう訴えること。
- 三、唯一の被爆国として、いかなる核実験にも反対の立場を堅持するわが国は、地下核実験を含めた包括的核実験禁止を実現するため、一層努力すること。
- 四、非核兵器国の安全保障の確保のため、すべての核兵器国は非核兵器国に対し、国際連合憲章に従って、核兵器等による武力の威嚇または武力の行使を行わざるよう、国際連合、ジュネーヴ軍縮委員会その他のあらゆる国際的な場において強く訴えること。
- 五、世界の平和維持に非核化地帯構想が重要な意義を有していることにかんがみ、このために国際的な努力をすること。
- 六、原子力の平和利用については、自主、民主、公開の原則を堅持し、安全性の確保に万全を期し、研究、開発及び査察の国内体制を速やかに整備し、核燃料供給の安定確保に努めること。

右決議する。

(4) 第1回国連軍縮特別総会に関する第84国会・衆議院本会議決議(1978/5/23) <sup>[27]</sup>

広島、長崎に原爆が投下され、早くも33年を経過し、この間、あらゆる機会を通じ核兵器の廃絶を強く希望する日本国民の悲願にもかかわらず、現実には核兵器を中心とするはてしない軍拡競争が展開されている。このような国際情勢の中で、本年5月国際連合軍縮特別総会が開催されることは意義深いものであり、この際、本院は、政府が左の事項につき誠実に努力するよう要請する。

- 一、人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和と安全に到達するために全面完全軍縮をめざしつつ、総会において核兵器の窮極的廃絶、生物、化学兵器の禁止について、それが早急に実現するよう強く訴えること。
- 一、唯一の被爆国であり、非核三原則を国是として堅持する我が国は、特に核兵器不拡散条約を真に実効あらしめるために、すべての核兵器国に対し、地下核実験を含めた包括的核実験禁止条約の早期締結及び核兵器の削減並びに核兵器が二度と使われないよう要請するとともに同条約未加盟国の加盟について強く訴えること。
- 一、非核武装地帯構想が、世界の平和の維持に重要な意義を有していることにかんがみ、適切な条件の整っている地域から漸次世界の各地域に非核武装地帯の設置が実現するよう国際的努力をするとともに、同地帯に核保有国による核攻撃が行われない保証をとりつけること。
- 一、際限のない軍備の増強は、現在の国際社会が看過し得ない問題であるため、通常兵器の国際的移転の規制、軍事費の削減を各国に強く訴えること。

右決議する。

(5) 核軍縮に関する衆議院外務委員会決議(1981/6/5) <sup>[28]</sup>

昨今、世界において核兵器の増強及び拡散の動向が強まっていることにかんがみ、政府は、左記の事項について努力すべきである。

## 記

- 一、唯一の被爆国として、持たず、作らず、持込ませずの非核三原則を国是としているわが国は、核不拡散条約をより有効的に意義あるものとし、核兵器拡散のおそれを除去するための最善の努力をすべきである。
  - 一、国連をはじめ、その他の国際会議等において、わが国の軍縮に対する態度をより一層明確にし、核兵器廃絶のために貢献すべきである。
- 右決議する。

(6) 第2回国連軍縮特別総会に関する衆議院本会議決議(1982/5/27 <sup>[29]</sup>)及び参議院本会議決議(1982/5/28 <sup>[30]</sup>)

核軍縮を中心とする世界の軍縮の促進は、恒久の平和を願い非核三原則を国是として堅持する我が国国民の一致した願望であり、真の平和と安全を希求する諸国民の共通した念願でもある。

かかる諸国民の共通の悲願にもかかわらず、現下の国際情勢は極めて厳しく、核兵器、通常兵器の区別なくはてしない軍備拡張が行われ、特に、限定・全面核戦争を問わず、核兵器は人類の生存に最も深刻な脅威を与えており、広島、長崎の惨禍が再び繰り返されないよう、核兵器の廃絶を求める声が近時世界各地に急速に広がっている。

このような国際情勢の中で、本年6月第2回国際連合軍縮特別総会が開催され世界的規模で軍縮問題が討議されることは、誠に意義深いものがある。

この際、本院は、この総会において軍縮を一層促進させるため、政府が左の事項につき誠実に努力するよう要請する。

- 一、人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和と安全に到達するため、被爆国日本国民の悲願である核兵器の廃絶を求め、すべての核兵器保有国に対し全面完全軍縮の一環として、核兵器の製造、実験、貯蔵、使用の禁止をめざし、特に、核兵器が二度と使われることのないよう実効ある国際的措置をとることを強く訴えること。
  - 二、核兵器拡散防止の緊要性にかんがみ、中国、フランスをはじめとする核兵器不拡散条約未加盟国に対し、同条約への加盟を強く訴えること。
  - 三、米ソをはじめとするすべての核兵器国に対し、核軍縮を軍縮分野の最優先課題とし、地下核実験を含む核実験全面禁止条約の早期実現を強く訴えるとともに、部分核実験禁止条約未加盟国に対し、同条約への加盟を訴えること。
  - 四、非核武装地帯構想が、世界の平和の維持に重要な意義を有していることにかんがみ、適切な条件の整っている地域から漸次世界の各地域に非核武装地帯の設置が実現するよう国際的努力をするとともに、同地帯に核保有国による核攻撃が行われない保証をとりつけること。
  - 五、国際人道法に反する化学兵器等の使用、開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄のための国際条約が早期に実現するよう強く訴えること。
  - 六、際限のない軍備の増強は、現在の国際社会が看過し得ない問題であるため、通常兵器の国際移転の規制、軍事費の削減の必要性を各国に強く訴えるとともに、その結果生じた余力を開発援助を含め広く世界の経済的社会的発展に活用するよう強く訴えること。
- 右決議する。

## [2] 裏付け

- ・非核三原則を実質的に担保する根拠は、「持たず、作らず」については、原子力基本法第2条において、核兵器の保有、製造が禁止されていることにあると解釈

- ・一方、「持ち込まず」は、日米安全保障条約(安保条約)の運用上、米国の核兵器搭載艦船等による基地内への持込み・貯蔵が現実的な可能性として考えられるが、これに対しては、日米安保条約によって担保される、というのが日本政府の見解

=> 1960年、安保条約の改定の際に手交された「条約第6条の実施に関する交換公文」(岸・ハーター交換公文<sup>[31]</sup>)中に「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更等は、日本国政府との事前の協議の主題とする」と規定され、日本政府は「核兵器の持込みは事前協議の対象で、事前協議が行われた場合にはこれを常に拒否する」と表明

#### 資料 1-9 非核三原則の裏付け

##### 1) 交換公文(条約第六条の実施に関する交換公文)<sup>[31]</sup>

(日本側往簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動(前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1961年1月19日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター閣下

(合衆国側返簡)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡省略)

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1961年1月19日

アメリカ合衆国国務長官

クリスチャン・A・ハーター

日本国総理大臣 岸信介閣下

##### 2) 日本政府の見解

・日本は核を製造もしないし、持たないし、持ち込みも許さない、これは日本のはっきりした態度であります。そこで、かような状態はアメリカ側にもよく伝えられております。安全保障条約では、いわゆる事前協議を必要とする事項がきめられております。その一つは、重要な装備の変更、いわば核兵器、核武装する、こういうようなことは装備の重要な変更でありますから、この持ち込み等について、事実があればこれは事前協議の対象になるわけであります。私どもは、日本としてこの点は、持ち込みはいけないということをはっきり申しております。また、アメリカ自身も、日本の政府の意思に反した行動はとらないと



いう約束をしておるのであります<sup>〔32〕</sup>

- ・核の持ち込みに関しましては、本土、沖縄を問わずこれを拒否することは、政府が従来より明らかにしている政策でありまして、この機会に、さらにあらためてこれを確認するものであります<sup>〔33〕</sup>
- ・安保条約上いかなる核兵器のわが国への持ち込みも事前協議の対象であり、事前協議が行われた場合には政府としては常にこれを拒否すると言ってまいった方針を堅持してまいります<sup>〔34〕</sup>

### [3] 法制化

- ・非核三原則は国会決議であるが、法制化はされていない
- ・法制化については数次に渡り国会審議にかけられたが、その度に政府は、非核三原則は政府の一貫した政策であると同時に、政府が変わっても国会決議は尊重されるべきであり、また、内外に周知徹底されていることから、改めて法制化する必要はない、として以下のように答弁

#### 資料 1-10 非核三原則の法制化に関する議論

- 1) 国会の御決議でございますから、政府が変わりましても国会の決議というものは尊重せられるべきものであると私は存じますし、また歴代の総理大臣、現在の総理大臣も非核三原則についてはしばしば態度を明確に表明しておられますので、特に私は立法を必要とするというふうには考えておりません<sup>〔35〕</sup>。
- 2) 非核三原則を堅持いたしますことは政府の一貫した政策でございます。この政策はすでに内外に周知徹底されておると思っております。また、この問題につきましては、国会におけるもろもろの決議によりまして、国会の意思も明確に表明されておると思っております。したがって、これを改めて法制化する必要はないものと考えております<sup>〔36〕</sup>。
- 3) 非核三原則につきましては、これまで国会におけるもろもろの決議により国会の意思も明確にされておりまして、これを改めて法制化する等の措置をとる必要はないと考えております。また、かかる原則は国連等の国際場裏におきましても表明いたしておるところであり、それなりに各国の理解は得られておるものと考えております<sup>〔37〕</sup>。

## 1.7.4 運用段階における役割

[1] 第1回 NPT 運用検討会議(1975年)<sup>[38]</sup>

- ・条約未批准であった我が国は、議決には加わることができない署名国の資格で参加
- ・一般討論にて我が国は以下の要旨の発言を通じて提案
- ・多くの国が我が国の主張に耳を傾け、核兵器拡散防止と原子力平和利用の推進の具体化についての我が国の主張が最終宣言に採択

資料 1-11 日本国代表の一般討論発言(要旨)<sup>[38]</sup>

- ・日本国政府は、核武装を排し、平和国家に徹する日本の基本政策と一致するとの見地から、この条約の精神に賛成し、署名した。本件会議における条約の運用に関する討議及び結論は日本国国会の条約批准承認に密接なかかわりを有しており、会議の帰趨を日本国民は大きな関心をもって注目している。
- ・核兵器国と非核兵器国との間の「相互の責任と義務の均衡」を主眼に、核兵器不拡散、非核兵器国の安全保障、核軍縮、原子力平和利用、の各側面から条約を考察し、以下のように提言する。
  - 核兵器不拡散: 前年(1974年)、インドが核実験を行ったことを踏まえて、条約参加・未参加を問わず、各国が条約第1条、第2条を厳正に遵守するとともに、いかなる核爆発も行わないよう強く訴える。
  - 非核兵器国の安全保障: 非核兵器国の安全保障に特別の責任を有する核兵器国がその責任にふさわしい積極的な貢献をなすことが極めて重要であることをあらためて強調、非締約核兵器国も、他の核兵器国と共に、非核兵器国の安全保障確保の努力に積極的に参加するよう訴える。
  - 核軍縮: 条約第6条に基づく核軍縮の誠実な履行を核兵器国に要請
  - 原子力平和利用: 条約第4条及び第5条の規定の重要性とともに、原子力平和利用の国際協力においては開発途上国も等しく原子力を必要としている点に特に留意すべきである。

[2] 第2回 NPT 運用検討会議(1980年)<sup>[7,39]</sup>

- ・1976年に条約の批准を行い加盟国として初めて正式に会議に参加した我が国は、26ヶ国からなる副議長国に選出
- ・我が国は以下の要旨にて一般演説を行い、核保有国に対して核軍縮を強く呼びかけるとともに、NPTを基礎とした核不拡散体制強化の重要性を強調
- ・また、我が国は核不拡散体制強化のためには、NPTの普遍的加入の達成が重要であるとの観点から、未加入国の条約加入促進を呼びかけ

資料 1-12 日本国代表の一般演説(要旨)<sup>[39]</sup>

- ・米ソ関係を中心とする世界情勢の変化、地域的緊張の継続と相俟って、10年間における技術の発展により、核拡散の危険が高まっている情勢で、核拡散防止が国際社会の直面する最重要課題の1つである。
- ・NPTの検証規定を踏まえたIAEAによる査察制度は、検証を「国際化」した数少ない例の1つとし大きな意義を有し、将来における検証制度のあり方を方向づけていると考えられる。
- ・NPT体制とは、核拡散防止、核軍縮、原子力平和利用、という3つの要素に支えられており、これらを促進するために核兵器国、非核兵器国がそれぞれの義務を負っている体制である。従って、NPT体制を強化するためには、この3つの要素をバランスのとれた形で促進することが必要であることを踏まえ、以下を提言する。
  - 保障措置協定締結の促進
  - NPT加盟核兵器国が、自国の原子力平和利用活動にIAEAの保障措置を受諾するいわゆるボラン

タリー・サブミッション早期締結を要請する。

- 国際世論に対して核軍縮の重要性を改めて印象づけた第1回国連軍縮特別総会の開催を踏まえ、核軍縮に特別の責任を有する核兵器国に対して、CTBT、SALT、FMCT に代表される軍縮措を漸次実現すべく最大限の努力を行うとともに非核兵器国の安全保障を重視するよう改めて要請する。
  - INFCE は原子力平和利用と核拡散防止の両立という問題に対する対処をより現実的なものとするために資するであろうことから、今後とも各国は INFCE の結論を最大限に利用しつつ、原子力平和利用と核拡散防止の両立という共通の目標に向って協力を続けるべきである。
  - わが国としては核拡散防止のための国際的努力に協力しつつ、自国の原子力平和利用の促進をはかるとの基本方針から、INFCE フォローアップ作業に取り組んでいく所存である。
  - 原子力のエネルギーとしての利用に関しても、NPT 加盟国を対象として、核拡散の懸念のない分野での IAEA の枠内の技術援助を拡大すべきものである。
- ・核拡散防止体制の強化は、国際社会の解決すべき重大事ではあるが、それは、あくまで核軍縮実現のための一手段であり、我々の究極的目標は、常に、核拡散の根源である核兵器の究極的廃絶であるべきである(わが国の強い信念を表明)。

### [3] 第3回 NPT 運用検討会議 (1985年) <sup>[8]</sup>

- ・我が国の代表は、原子力平和利用関係を扱う第3委員会の議長に選出
- ・NPTの有効性を再確認し、引き続きNPTに基づく核不拡散体制を維持・強化していく趣旨の「最終宣言」の採択に向けた会議のとりまとめに貢献
  - => NPTの一層の普遍化、条約に加盟していない非核兵器国における全原子力施設へのIAEA保障措置の適用呼びかけ、核兵器国における保障措置対象施設拡大の方向での検討要請、非核兵器国への原子力供給政策の基礎として受領国によるフル・スコープ保障措置の受諾を志向することの必要性の指摘、開発途上国への技術協力・援助の強化が盛込まれた

### [4] 第4回 NPT 運用検討会議 (1990年) <sup>[9]</sup>

我が国は、主に以下の点を主張

- ・中国、フランス及び有意の原子力施設を有する国を中心に、NPT非締約国のNPT締結の促進
- ・NPT締結非核兵器国の保障措置協定締結の促進
- ・原子力関連資機材の輸出にあたっては、輸出先国のNPT締結及びフルスコープ保障措置受諾を条件とすること
- ・核兵器国への効率的な保障措置の拡大、原子力の平和利用について、IAEAを通じた対開発途上国協力の重要性及びアジア太平洋地域の開発途上国を対象とした地域的な原子力協力
  - => これらの主張は多くの会議参加国の理解を得て、各委員会の報告書にも採用

### [5] 第5回運用検討・延長会議 (1995年) <sup>[40]</sup>

- ・我が国は、本会議において、NPT無期限延長を支持すると同時に、無期限延長が核兵器国による核兵器保有の恒久化を意味するものであってはならず、核兵器のない世界を目指して、核兵器国が条約第6条の核軍縮義務を誠実に履行することを強く訴えた
  - => 世界の平和と安全にとって、NPT体制を安定的なものとし核兵器保有国の増加を防止することが不可欠であるとの立場を堅持
- ・運用検討・延長会議と平行して、我が国はインド、パキスタン、イスラエル、ブラジル等の未締

## 結国に対しNPT早期加入を粘り強く働きかけた

[6] 第6回運用検討会議(2000年)<sup>[11]</sup>

・我が国は、核軍縮・不拡散のための将来に向けた現実的措置に関する8項目の提案<sup>[41]</sup>を行って各国の合意形成のための基盤を提供する等、会議成功のために積極的に貢献

⇒ CTBTの早期発効、FMCT交渉の即時開始とその5年以内の終了等を始めとする、今後国際社会が取り組むべき核軍縮、不拡散及び原子力平和利用のための「現実的措置」を含む最終文書を全会一致で採択することに成功

資料 1-13 我が国の8項目提案<sup>[41]</sup>

- (1) CTBT 早期発効及び発効までの核実験モラトリアム
- (2) FMCT 交渉の即時開始。望ましくは 2003 年まで、遅くとも 2005 年までの交渉終了。FMCT 発効までの兵器用核分裂性物質生産モラトリアム
- (3) START-II の早期発効及びその完全な実施。START-III 交渉の早期開始及び終了。START を超えたプロセスの継続
- (4) 核兵器国による一方的核削減のための更なる努力。適当な時点における核兵器国による核軍縮交渉の開始
- (5) 核軍縮・不拡散についての可能な措置に関するジュネーブ軍縮会議における多数国間の議論
- (6) 中央アジア非核地帯条約交渉の早期終了
- (7) IAEA 追加議定書の普遍化。保障措置の効果の強化及び効率性の改善のための統合保障措置の早期創設
- (8) 余剰兵器用核分裂性物質処分。核軍縮の不可逆性を確保することを目的として、適切な国際的保障措置の下に、余剰兵器用及び民生用核分裂性物質を置くこと

[7] 第7回運用検討会議(2005年)<sup>[12]</sup>

我が国は運用検討会議の最終成果物として発出される文書に含まれるべきものとして「21世紀のための21の措置」と題して提案<sup>[42]</sup>、残念ながら合意文書には至らず

資料 1-14 我が国の提案(要旨)<sup>[42]</sup>

## I 核軍縮

- (1) すべての核兵器国による更なる核兵器削減
- (2) 核兵器関連物質削減に関する国際協力
- (3) 核兵器システム運用態勢の低減
- (4) 安全保障政策における核兵器の役割低減
- (5) 核分裂性物質の安全確保
- (6) 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効及び核実験モラトリアムの継続
- (7) CTBT 検証体制の確立の推進
- (8) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)即時交渉開始

## II 核不拡散

- (9)~(11) 地域問題の平和的解決(北朝鮮、イラン、リビア)

(12) IAEA 保障措置の強化・効率化

### III 輸出管理の強化

(13) 実効的な国内輸出管理制度の整備・実施

(14) 機微な物質、施設、機材及び技術の移転の厳格な管理

(15) 新たな原子力供給の取り決めに際して IAEA 追加議定書の供給条件化

(16) 非核兵器地帯構想

(17) 核テロ対策

### IV 原子力の平和的利用

(18) 原子力の平和的利用の推進

### V 全体にかかる事項

(19) NPT の規範性の強化 -1:NPT の普遍化

(20) NPT の規範性の強化 -2:NPT からの脱退に対処するための効果的メカニズム

(21) 軍縮・不拡散教育

## [8] 第 8 回 NPT 運用検討会議 (2010 年)

- ・一般討論演説において、全ての締約国が立場の違いを乗り越え協働して対応できる基盤構築の重要性を指摘し、核兵器の完全廃絶に向けた明確な約束の再確認、強化された消極的安全保証を含む核兵器の役割低減のコミットをはじめとする、日豪共同提案に盛り込まれた具体的な核軍縮措置、IAEA 追加議定書普遍化の推進、北朝鮮やイランの核問題の解決、原子力の平和的利用のための国際協力に対する支持を訴えた
- ・日豪共同提案(核軍縮・不拡散)、IAEA 保障措置の強化、技術協力、軍縮・不拡散教育に関する4本の作業文書を提出し、最終文書の合意に向けて貢献した
- ・主要委員会III(原子力の平和利用)の議長を務め、各国と意見調整を行いつつ原子力の平和的利用に関する議長の報告書案を作成し、最終文書の作成に貢献した

### 資料 1-15 日豪共同提案(要旨)<sup>[42]</sup>

#### I 核軍縮

- (1) 核兵器の完全な廃絶を達成するとの核兵器国による明確な約束の再確認
- (2) 全ての核兵器保有国が核軍縮措置に係る二国間や多数国間の交渉を行うことを要請
- (3) 全ての核兵器保有国による、核兵器数の削減又は核兵器数を増加させないとのコミットの要請
- (4) 全ての核兵器保有国に対し、自国の安全保障政策における核兵器の役割低減のコミット、NPT を遵守している非核兵器国に対する消極的安全保証の措置を要請
- (5) 全ての核兵器保有国に対し、核兵器の偶発的発射の危険を低減する措置、核兵器システムの運用状態を一層低減させる措置を要請
- (6) 核軍縮のプロセスにおける不可逆性及び検証可能性の原則の重要性を強調
- (7) 全ての核兵器保有国による自国の核兵器の能力に関する更なる透明性を要請
- (8) CTBT 未署名・未批准国に対する早期署名・批准の要請、CTBT 発効までの間、核実験モラトリアムを維持することの重要性を強調
- (9) FMCT の交渉の即時開始・早期妥結の要請、核兵器保有国に対し軍事目的に不要な核分裂性物質の自発的公表と IAEA その他の国際的検証下に置くことの要請

## II 核不拡散・保障措置

- (10) IAEA 保障措置協定及び国連安全保障理事会の関連決議の遵守を含む、不拡散上の義務の厳格な遵守の必要性を再確認
- (11) 包括的保障措置協定及び IAEA 追加議定書の未締結国に対する早期の締結、全ての国に対し保障措置の基準を核物質及び設備の供給に適用することを要請
- (12) NPT からの脱退通告に対する適切な国際的対応の重要性を強調。特に、IAEA 保障措置義務違反と判断された国による脱退通告の場合には、国連安全保障理事会が速やかに開催されるべき
- (13) NPT からの脱退国は、NPT 締約国であった間に獲得した核物質・設備・核物質又は設備を通じて生産された特別な核物質を、平和的目的以外の目的で使用できないことを強調

## III 原子力の平和的利用

- (14) 全ての NPT 締約国は、平和的目的のための原子力の研究・生産・利用を行う権利を有していることを再確認、原子力の平和的利用において特に途上国を援助する IAEA の取組を支援

## IV 原子力安全

- (15) 原子炉を稼働し、建設し又は計画している国に対し、原子力安全に関する 4 条約\*の締結を要請

## V 核物質防護・核セキュリティ

- (16) 全ての国に対し、「核物質の防護に関する条約(改正条約を含む)」及び「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の早期締結、核物質及び原子力施設のセキュリティを強化するための更なる措置を要請

\*「原子力の安全に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」及び「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」

[9] 第 9 回 NPT 運用検討会議 (2015 年)<sup>[14]</sup>

- ・本会議に先立ち、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) において核兵器国と非核兵器国の双方に具体的行動を求める合意文書案をととりまとめ、国連事務局に提出した。
- ・透明性・運用検討プロセス強化、軍縮・不拡散教育、原子力の平和的利用、包括的核実験禁止条約 (CTBT) 等の分野において、それぞれの同志国と連携して作業文書の提出や共同ステートメントの発出等を行った。
- ・本会議において岸田外務大臣は一般討論演説を行い、(I)核戦力の透明性の確保、(II)あらゆる種類の核兵器の削減や核兵器削減交渉の将来的な多国間化、(III)核兵器の非人道的影響の議論の下での「核兵器のない世界」に向けた国際社会の結束、(IV)世界の政治指導者及び若者の広島・長崎訪問、(V)地域の核拡散問題の解決、を我が国が重視する5項目として訴えるとともに、核兵器国と非核兵器国の双方が協力することを求めた。
- ・会議開催中、主要委員会及び補助機関の議長に対し随時具体的な文言を提案したほか、核兵器国やNAM等の関係国との調整を行うなど、最終文書の合意にむけて積極的に議事運営をサポートした。